

## 東園田町総合会館使用規定

### (総則)

東園田町総合会館の有効な利用を図り、東園田町会員相互の親睦を深め、適正な管理運営を行うため、以下のように定める。

### 第1条 (使用許可基準)

1. 使用目的が、政治的・宗教的・営利的な活動でないこと。  
この場合の政治的活動とは、政党または個人の選挙活動、その他政治的勢力の拡張及び宣伝のために行われるすべての活動をいう。(演説会、議会報告会などには使用することができる) 宗教活動とは布教活動をいう。営利活動とは商品頒布のための活動をいう。
2. 使用目的が公序良俗に反しているもの、あるいは不健全なものでないこと。
3. 使用者が暴力団あるいは威嚇的団体と認められるものでないこと。
4. 利用優先順位
  - (1) 行政の公的事項
  - (2) 東園田町会・園和連協内他町会の活動
  - (3) 使用料割引団体(東園田町内の)
    - ①民生児童委員協議会②青少年補導委員会③PTA
    - ④子ども会⑤老人クラブ何れも使用希望日の3ヶ月前より受け付け、先着順とする。

### 第2条 (使用料金等)

会館使用料は別表のとおりとする。

1. 東園田町会・他の町会、社会福祉連絡協議会、防犯協会の使用は無料とする。
2. 東園田町内の次の団体は割引料金とする。
  - ①民生児童委員協議会②青少年補導委員会③PTA
  - ④子ども会⑤老人クラブ

使用区分		9～12 時	13 時～17 時	18 時～21 時
和室	会員	1,500	2,000	3,000
	非会員	2,500	3,000	4,000
ホール	会員	2,500	3,000	4,000
	非会員	4,000	5,000	6,000

### 第3条 (使用許可と取り消し)

会館の使用は第1条の許可基準により許可する。許可後、東園田町会活動及び緊急使用目的が生じた場合は、使用責任者に連絡した後、取り消し又は変更することが出来る。

#### 第4条 （使用料の返還）

申し込みの取消し（キャンセル）は、使用日の1週間前までとし、その後は使用者の責めに帰することの出来ない理由によって使用不能となった時以外は、返還しない。

#### 第5条 （使用手続き）

会館を使用する場合は、備え付けの「使用申込書」に必要事項を記入し、使用料金を添えて1週間前までに事務局に提出し、許可書の交付を受けなければならない。

2. 何れも使用希望日の3ヶ月前より受け付ける。
3. 東園田町会・他の町会の使用も、公的な集会の使用も事前に届け出ること。

#### 第6条 （使用時間）

会館の使用時間は次のとおりとする。

午前9時から午後9時まで

ただし、準備及び終了後の片付けに要する時間は、使用時間に含めるものとする。

#### 第7条 （休館）

休館は原則12月29日から翌年1月3日まで。

なお、休館期間中は一切使用出来ない。

#### 第8条 （使用者責任）

使用者は定められた遵守事項を守り、責任をもって使用前の原状に戻さなければならない。使用者の責めに帰する事故・破損は、責任をもって弁償しなければならない。

#### 第9条 （規定の解釈）

運用時に生じた疑義は、町会長又は事務局長の見解をもって当てる。この規定の制定及び改廃は理事会の議を経て行い、疑義解釈は常任役員会で行い、理事会の追認を受けるものとする。

#### 第10条 （規定の改廃）

この規定の改廃は、理事会で審議の上決定する。

#### 第11条 （施行日）

この規定は、2011年12月1日より施行する。